

保 護 者 各 位

野田市健康子ども部子ども保育課長

保育所等在籍児童の令和 9 年度継続等手続について

平素は、保育行政にご協力ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 9 年 4 月 1 日以降の保育所等継続入所等につきまして、下記の期日までに利用している保育所等に書類の提出をしてください。

1. 現在利用している保育所等を引き続き希望（継続利用希望者・転園希望者）

- 【提出書類】 ①教育・保育給付支給認定現況届
②保育の必要性を認定するための書類（父母等それぞれで必要です。）
③家庭状況に応じて提出が必要な書類

【提出期限】 令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）

【提出場所】 利用している保育所等

2. 現在利用している保育所等以外を希望（転園希望者のみ）

【提出書類】 令和 9 年度保育所等入所申込書

【提出期間】 令和 8 年 1 1 月 2 日（月）から令和 8 年 1 2 月 1 5 日（火）まで（予定）

※市役所等及び保育所等業務実施日のみ受領。詳細は市報等を確認してください。

【提出場所】 野田市役所子ども保育課、関宿支所、各出張所、利用している保育所等

※令和 8 年度現在、転園を希望し待機中の方も改めて令和 9 年度の申込みが必要です。

※兄弟の入所や転園を申し込む際に使用する「令和 9 年度保育所等入所申込書」は、令和 8 年 1 0 月中旬から市役所子ども保育課、関宿支所、各出張所、各保育所等で配布開始予定です。

※転園決定後に辞退しても、在籍していた保育所等に戻れませんので注意してください。

※転園できるまで、現在入所している保育所等は引き続き入所するために、継続利用希望の書類も必ず提出してください。（その場合「保育の必要性を認定するための書類（就労証明書等）」は、現況届にはコピーを添付で差し支えありません。）

3. 令和 9 年 3 月 3 1 日までに退所予定

【提出書類】 退所届

【提出期限】 令和 8 年 1 2 月 1 5 日（火）

※提出後に取り下げはできませんので注意してください。また、上記期限を過ぎて急遽退所することになった場合は、速やかに提出をお願いします。

【提出場所】 利用している保育所等

※提出期限までにご相談が無く該当書類の提出がない場合や、《就労実績の不足》など提出した書類内容で保育の必要性の要件に満たない場合は、継続入所不可のため退所といたします。

令和9年度 保育の必要性を認定するための提出書類について

※原則として直近の実績等を確認できる書類の提出をお願いします。

	保護者の状況		提出必要書類
◆保育の必要性を認定するための書類◆ 父母それぞれで提出が必要	就 労	月64時間以上（1日4時間以上、かつ月16日以上）の就労をしている場合	・就労証明書（新様式） ・自営業の場合は就労証明書に加え「直近の確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止等届出書」、「事業所の賃貸借契約書」、「事業所名の記載された公共料金の領収書」、「就労者氏名と事業内容が掲載されたチラシやウェブページ」を印刷したものいずれかを添付 ※詳細は就労証明書の裏面を参照 ※出産や育児休業中の場合、休暇に入る前の直近3か月の実績を記入し、休暇の期間を記入すること
	出 産 育児休業	産前産後休業中及び育児休業中の場合	
	疾 病	保護者が疾病や負傷、心身に障がいがあり児童の家庭保育にあたれない場合	・療養状況申告書 ※申告書は保育所等で受取ってください。 ・診断書や障害者手帳等の写し ※診断書には「病名や症状」「療養期間」「児童の家庭保育にあたれないかどうか」の記載必要
	介護・看護	長期にわたる病気・障がい等のある親族を看護・介護している場合	・療養状況申告書 ※申告書は保育所等で受取ってください。 ・診断書や障害者手帳等の写し ※「家族による常時看護・介護が必要か」の記載必要
	就 学	学校教育法に規定された学校等に在籍しているか、職業訓練学校にて訓練を受けている場合	・在学証明書または、学生証の写し ・時間割表等 ※保育を必要とする期間や時間がわかるもの
◆家庭状況に応じて提出が必要な書類◆	児童及び同居世帯員で外国籍の方がいる場合		・該当する方の在留カードの表裏両面の写し等、在留資格や在留期間がわかるもの。 ※世帯の外国籍の方全員分
	同居で障がいをお持ちの方がいる場合		・障害者手帳や療育手帳等の写し 現況届の①世帯の状況の備考欄へ障害者手帳等の等級等を記載してください。
	ひとり親家庭の場合		・戸籍全部事項証明書（謄本） ※児童扶養手当を受給中の方は提出不要となります。
	里親世帯または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を利用している世帯の場合		・千葉県里親登録証明書または千葉県小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写し

※学童保育所の申請書類とは、様式が違いますので、ご注意ください。

【問合せ先】 野田市健康子ども部子ども保育課保育係

電話番号 04-7123-1299（直通）